

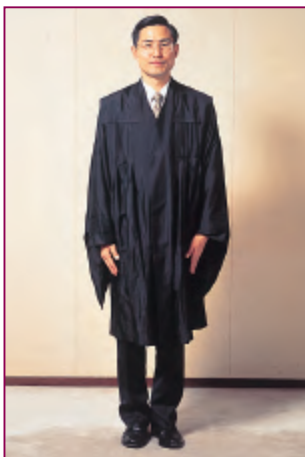
たずさ 裁判に携わる人々

裁判官

裁判官に任命されるためには、まず、司法試験に合格し、司法修習生として一定期間修習することが必要です。この修習を終え、もう一度試験に合格すると初めて裁判官、検察官、弁護士になる資格を取得するのです。裁判官は、この資格のある人の中から任命されます。もっとも、簡易裁判所の裁判官は、そのような資格がなくても、その職務に必要な学識経験があれば、任命されることがあります。

最高裁判所の裁判官は、15人のうち少なくとも10人は法律専門家でなければなりません。最高裁判所の果たす重要な使命から、識見しきけんが高く、法律のことをよく知っている人であれば、法律専門家でない人も、任命することができます。

なお、民事、家事の調停事件については、裁判官と同等の権限で調停手続を取り扱う調停官の制度があります。調停官は、5年以上の経験を持つ弁護士の中から任命されます。



裁判官イメージ

裁判所職員

裁判所には、裁判官のほかに、裁判の仕事に携たずさわる人として、裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、執行官などの職員がいます。

裁判所書記官

裁判所書記官は、^{ほうてい}法廷に立ち会い、裁判の
手続や証言を記録する調書を作成したり、法
令や判例を調査したり、裁判手続が^{えんかつ}円滑に進
行するように、弁護士、検察官、当事者と打
合せをしたりします。

裁判所速記官

裁判所速記官は、法廷での発言内容を速記
で記録し、速記録を作成します。

家庭裁判所調査官

家庭裁判所調査官は、家事事件や人事訴訟
事件で、子どもの養育状況などに関する調査
を行ったり、少年事件で、少年が非行に至っ
た動機、原因、生育歴、性格、生活環境など
の調査をしたりします。

裁判所事務官

裁判所事務官は、裁判部や事務局に配置さ
れます。裁判部では、裁判所書記官のもと
で、各種裁判事務を担当するとともに、法廷
での審理をスムーズに行うために、審理が始
まる前の準備をしたり、証人尋問の^{じんもん}手続の補
助をしたりします。また、事務局では、裁判
所の庶務、人事、会計などの仕事をします。

執行官

執行官は、財産の差押えや家の明渡しをす
るなど裁判で命じられたことが行われな
いときに、その内容を強制的に実現したり、
競売不動産の現況調査などを行うことを
主な仕事としてしています。

専門委員

専門委員は、専門的な知識経験を持つ専門
家であり、建築関係、医事関係、知的財産権
関係などの^{ふんぞう}紛争を解決する上で専門的な知識
や経験が必要となる裁判の手続全般に関与し、
裁判所のアドバイザー的な立場から、専門的
な事項に関する当事者の^{しやうこ}言い分や証拠等につ
いて、分かりやすく説明をします。

調停委員

調停委員は、豊富な知識や経験を持つ人格識見しきけんの高い一般市民の中から選ばれ、裁判官と共に調停委員会の構成員として調停手続たずさに携わります。

民事、家事に関する様々な紛争ぶんそうが扱われる調停手続において、調停委員は、紛争の実情に応じた適切な解決案を示して、当事者双方の話し合いによる円満な解決が図られるようあっせんします。

司法委員・参与員

司法委員と参与員は、良識のある一般市民の中から選ばれます。司法委員は、簡易裁判所の民事事件について、裁判官が和解を勧めるときに裁判官の補助をしたり、審理に立ち会って意見を述べたりします。

また、参与員は、家庭裁判所における氏名の変更ふいよう、扶養、財産分与などの家事審判事件や離婚などの人事訴訟事件りこんに立ち会って、意見を述べたりします。

労働審判員

労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する人の中から選ばれ、裁判官と共に、労働審判委員会の構成員として、中立・公正な立場で労働審判手続たずさに携わり、個別労働紛争ぶんそうの迅速かつ柔軟な解決を図るため、調停を試み、調停がまとまらなければ審判を行います。

Q & A

Q. 裁判は何人の裁判官で行われるの？

A. 実際に、何人の裁判官で裁判をするのかは、裁判所の種類によって違います。簡易裁判所では、1人の裁判官が裁判をします。地方裁判所と家庭裁判所では、事件によって、1人の裁判官で裁判をする場合と3人（大規模な民事事件については5人）の裁判官で裁判をする場合があります。高等裁判所では、3人の裁判官で裁判するのが通常です。最高裁判所では、法律などが憲法に合っているかどうかを裁判する場合や、特に重要な問題について裁判をする場合には、15人の裁判官全員による大法廷（定足数9人）で、そのほかの場合は5人の裁判官による小法廷（定足数3人）で裁判することになっています。



最高裁判所小法廷

Q. 全国に裁判官は何人いるの？

A. いろいろな種類の裁判所の裁判官をすべて合わせると、全国には、約3,700人の裁判官（うち、女性は、約620人）がいます。

（平成23年4月現在）

Q. 法服の色はどうして黒なの？

A. 法服の色は、大審院（戦前の最上級裁判所）の時代から黒色とされています。法服は、厳肅げんじゆに秩序正しく手続が行われなければならない法廷において、人を公正に裁くべき者の職責しようちようの厳しさを象徴するものとしてその着用が義務付けられているものです。黒色とされたのは、黒色が他の色に染まることはないという点で、公正さを象徴する色として最適なものであると考えられたためといわれています。



裁判官の法服

Q. 裁判所職員のバッジはどういうものなの？

A. 裁判所職員のバッジは、八咫やたの鏡をかたちどり、中心に裁判所の「裁」の字を浮かした形をしています。鏡が非常に清らかで、はっきりと、曇りなく真実を映し出すことから、八咫の鏡は、裁判の公正しようちようを象徴するものといわれています。



裁判官のバッジ

Q. 裁判にはどのくらいの時間がかかるの？

A. 裁判にかかる時間はその事件によってさまざまですが、一概には言えませんが、事件を受け付けてから決着が付くまでの期間の平均は、民事裁判では、地方裁判所で6.8月、簡易裁判所で2.8月、刑事裁判では、地方裁判所で2.9月、簡易裁判所で2.1月となっています。

(平成22年の司法統計による)

Q. 裁判を傍聴するにはどうすればよいの？

A. 公開の法廷^{ほうてい}で行われる裁判は、原則として、誰でも傍聴することができますので、どの法廷でも自由にお入りいただいて結構です。ただし、傍聴希望者が大勢いる事件では、傍聴券が必要な場合があります。

なお、法廷内では、写真撮影や録音は許可がない限りできないことになっていますので、ご注意ください。

もっと詳しく知りたい方は

裁判所について、より詳しく知っていただくためにウェブサイトを設定しています。裁判所ウェブサイトでは、裁判所の組織や手続の紹介といった一般的な事項から最高裁や各地の裁判所の裁判例情報、司法統計などの専門的なものまで、幅広い情報を提供していますので、アクセスをしてみてください。

◆裁判所ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp/>

◆裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>



Courts

Courts

Courts



私の視点、私の感覚、
私の言葉で参加します。

Courts

Courts

東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局

(写真及びイラスト以外の転載は自由です。)

このパンフレットは再生紙を使用しています。

Courts

平成23年10月発行